

学内業界・企業研究会 単独学習会 知的財産の仕事学ぶ (特許庁 商標審査官)

特許庁は、知的財産権のうちの産業財産権制度を所管する官庁。その職員である商標審査官は、知的財産権の一つである商標権付与に関する業務を行っています。

この学習会は、特許庁から講師の先生をお招きして、商標審査官がどのような取組を行い、知財制度の一端を担っているかについて学びます。特許庁や商標審査官を知り、知財業界で働くことへの理解を深めてください。

<対象>

知的財産に関する仕事に興味のある方
※文系・理系、学年を問いません。

<開催日時・場所>

日時：2026年5月15日（金）12:10-12:45

場所：吉田キャンパス 共通11番

<参加申込>

学内セミナー参加登録（修学支援システム・ポートフォリオ）にて前々日までにお申し込みください。
先着60名受け付けます。

